もとまるパークドームテント　ネーミングライツ・パートナー募集要項

１　ネーミングライツ導入の目的

本施設の愛称を命名する権利を企業等に与えることで、企業名やブランド名などの広告機会を提供し、これにより得られる対価を財源とした、安定的な自主財源の確保に取り組むとともに、施設の持続可能な維持管理を行うことで、市民サービスの向上を図ることを目的とします。

２　対象施設の概要

名　　称　もとまるパーク内　ドームテント

所 在 地　本巣市随原２０１番地１

主な内容　ドームテント　約１，２４９㎡

３　ネーミングライツの範囲

対象施設の愛称として、企業名、商品（ブランド）名等を付けることができます。（条例で定める施設名称の変更を行うものではありません。）

ただし、愛称の付与に当たっては、次項についてご留意ください。また、契約期間中の愛称の変更はできません。

４　愛称の条件

ネーミングライツ事業の愛称は次の条件を付し、又は満たすものとします。

（１）愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。

（２）愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することがあります。

（３）公共施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととします。

使用できない愛称は次のとおりです。

①法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

②公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

③政治活動に関するもの

④宗教活動に関するもの

⑤社会問題の主義及び主張に関するもの
⑥個人の名刺広告に関するもの
⑦人権を侵害するおそれのあるもの
⑧著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
⑨青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
⑩射幸心をそそるもの（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）
⑪市政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
⑫たばこの販売促進に関するもの
⑬企業等のロゴ及び特殊な字体を使用したもの
⑭競馬法（昭和２３年法律第１５８号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和２３年法律第２０９号）に規定する自転車競走、モーターボート競走法（昭和２６年法律第２４２号）に規定するモーターボート競走又は小型自動車競走法（昭和２５年法律第２０８号）に規定する小型自動車競走に係るもの
⑮その他市長が表記する愛称として適当でないと認めるもの

（４）利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。

ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、本市とネーミングライツ・パートナーとで協議のうえ、その可否を決定するものとします。

（５）愛称の一部には必ず「ドーム」を使用してください。

5　契約期間

契約期間は３～５年とします。　※契約更新時に優先交渉権を有します。

6　契約希望命名権料

年額　３０万円（消費税及び地方消費税を含む）

7　愛称使用開始日

令和９年４月１日から

8　命名権料の支払い

当該年度分を一括して毎年４月１日から４月３０日までに市が指定する口座へ振り込んでいただきます。

9　応募資格

（１）次に掲げる事業者に該当しない法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権を取得させることが適当でないと認められるものは対象外とします。

①地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当するもの

②会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの

③本巣市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成１６年本巣市訓令甲第１９号）の規定に基づく資格停止措置を受けているもの

④市税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく市に対する債務を履行していないもの

⑤政治団体

⑥宗教団体

⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する風俗営業を営むもの

⑧貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和５６年法律第５９号）第２条第１項に規定する者を除く。）

⑨本巣市暴力団排除条例（平成２４年本巣市条例第１号）第２条第１号から第３号に規定する暴力団及び暴力団員等で構成される法人等又は団体

⑩暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人等又は団体

⑪自己、その属する法人等若しくは法人等以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

⑫暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

⑬その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

⑭指定管理者制度導入施設にあっては、命名権導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。（命名権導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く。）

⑮その他市長が適当でないと認めるもの

（２）団体の場合は、団体を構成する全ての法人等が前項の応募資格を有するものとする

１０　応募方法

書類の提出は、持参又は郵送で行ってください。

（１）提出書類

①ネーミングライツ事業実施申込書（様式第１号）

(ア)法人等の概要を記載した書類

(イ)定款、寄附行為その他これらに類する書類

(ウ)法人の登記事項証明書

(エ)直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにキャッシュフロー計算書

(オ)直近１事業年度分の法人税、消費税、法人事業税、法人県民税、町税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類

②誓約書（別紙第１号）

③企業における法令遵守の取組状況、社会貢献実績、文化・スポーツ活動支援の実績並びに今後の本巣市との協働計画等（別紙第２号）

※本巣市との関わり、企業における法令遵守の取組状況、社会貢献実績、文化・スポーツ活動支援の実績、今後のビジョンや取り組み、ネーミングライツへの意欲などについて記したものをご提出ください。

（２）提出部数

正本１部、副本１０部

（３）募集期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月４日（金）まで（郵送の場合必着とします。）なお、持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとします。

（４）提出先

〒５０１－０４９１　岐阜県本巣市早野２５５番地

本巣市役所　都市建設部　都市計画課

電　話（０５８）３２３－７７５８

ＦＡＸ（０５８）３２３－１１５７

１１　質疑の受付

募集要項に関して質疑がある場合は、質疑書（別紙第３号）に質疑事項を記入して提出してください。提出は、郵送、ＦＡＸ又はメールにより受付します。口頭による質疑は受付けません。

（１）質疑提出先

〒５０１－０４９１　岐阜県本巣市早野２５５番地

本巣市役所　都市建設部　都市計画課

電　話（０５８）３２３－７７５８

ＦＡＸ（０５８）３２３－１１５７

メール　tokei@city.motosu.lg.jp

※メールの場合は件名を「ネーミングライツに関する質疑」としてください。

（２）質疑受付期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１３日（金）まで（郵送の場合必着とします。）

（３）回答方法

令和８年１１月２４日（火）までに本巣市ホームページ内で回答します。

１２　選定方法

本巣市ネーミングライツ審査委員会において次の審査基準で総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナー候補者及び優先交渉権者順位を決定します。なお、応募が１社だけの場合も、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか審査を行います。

審査の結果、合計点が６割に満たない場合は、失格とします。

【審査基準】

審査区分	審査項目	配点
応募事業者等	①経営の安定性(決算状況)	２０
	②法令遵守(企業における法令遵守の取組状況)	１０
	③社会貢献実績、文化・スポーツ活動支援の実績等	１０
愛　　称	④親しみやすさ、わかりやすさ、施設イメージとの整合性	２０
応募条件	⑤応募金額(金額の妥当性、市の希望金額との比較)	３０
	⑥期間(５年：Ａ、４年：Ｂ、３年：Ｃ)	１０
合　　計		１００

【評価基準・得点】

ア　審査基準中、①～④と⑥は、下記の「得点の評価基準」により採点します。

評価基準	評価	得　点
当該審査項目の内容について非常に優れている	Ａ	配点×１．０
当該審査項目の内容について優れている	Ｂ	配点×０．８
当該審査項目の内容について標準的である	Ｃ	配点×０．６
当該審査項目の内容についてやや劣っている	Ｄ	配点×０．４
当該審査項目の内容について劣っている	Ｅ	配点×０．２

イ　審査基準中、⑤については、次の算式により採点します。

得点＝３０点×当該応募金額／最高応募金額(小数点以下第１位を四捨五入)

(算出例)

Ａ者：応募金額３０万円（応募者の中の最高金額）
　　得点３０点×３０万円／３０万円＝３０点
Ｂ者：応募金額１５万円
　　得点３０点×１５万円／３０万円＝１５点
　　※ただし、最高応募金額が市希望金額（３０万円）未満の場合は、上記の算式のうち、最高応募金額を市希望金額として算出します。

１３　交渉権者の決定

内容審査の採点結果から、各委員の審査点の総合計の最も多い申請者を優先交渉権者として第２位の応募者を次点の者として決定します。

この場合において、各委員の審査点の総合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、審査項目「⑤応募金額」における各委員の審査点の合計の最も多い申請者を優先交渉権者として決定することとし、さらに審査項目「⑤応募金額」における各委員の審査点の合計が同点であったときは、これらの者の中から、委員による投票により優先交渉権者を決定するものとします。

１４ 選定結果

選定の結果は、すべての応募者に文書で通知します。

１５ 契約の締結

優先交渉権者として選定した者と、契約の内容について協議し、協議が整った場合には本市は契約を締結します。

なお、優先交渉権者との協議が整わず、合意に至らなかった場合には、次点者と契約の締結に向けた協議を行います。

１６ ネーミングライツ・パートナーの公表

ネーミングライツ・パートナー選定後、当該団体の名称、施設の愛称、命名権料、契約期間を広報紙及びホームページ等により公表します。

１７ 導入費用の分担

本市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次表のとおりとします。なお、ネーミングライツ・パートナーが負担する費用は、命名権料の他に別途負担する必要があります。

区分	費用負担	
	市	命名権者
ドームテント横幕の変更または愛称の表示（※１）		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や本市ホームページの表示変更（※２）	○	

※１　本市や関係機関と協議のうえ、可能な表示について行います。

※２　印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、命名権者と協議のうえ、変更時期を決定するものとします。

１８　契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ・パートナーが応募資格要件を欠くこととなったとき、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがあるとき、その他ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は契約の解除をすることができます。

この契約解除に伴う原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担となります。

なお、契約を解除した場合、当該年度分の契約金額は返還しません。

１９　その他

（１）応募にあたっての費用は、すべて応募者の負担となります。

（２）提出された書類は返却いたしません。

（３）提出された書類は、情報公開請求により開示することがあります。

（４）新たに設置した案内表示等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設につけた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の責任は、ネーミングライツ・パートナーが負います。また、屋外広告物許可手数料が別途、発生する場合がありますので事前にご相談願います。

（５）その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツ・パートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

２０　問い合わせ先

〒５０１－０４９１　岐阜県本巣市早野２５５番地

本巣市役所　都市建設部　都市計画課

電　話（０５８）３２３－７７５８

ＦＡＸ（０５８）３２３－１１５７

メール　tokei@city.motosu.lg.jp